A

所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です

5法1春日部税務署で申告する

還付申告をされるかたについては1月から春日 部税務署で申告を受け付けています。

日時 2月16日(火)~3月15日(月) (土・日曜日、祝日は休み)、午前9時~午後5時、受付午前8時30分~午後4時

※2月21日(日)、2月28日(日)は受け付けています。

場所 春日部税務署

※税務署は駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

? 春日部税務署☎733-2111

万法2 春日部税務署へ郵送または収 受箱へ投函する

確定申告書は税務署へ郵送や、土・日曜日に税務署の時間外収受箱へ投函できます。申告書は国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」で、案内に従って入力することで作成できます。確定申告に関する質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」で調べることができます。

「放送 インターネットで申告する

税務署が発行した利用者識別番号をお持ちのかたは、申告書を国税庁ホームページで作成し、e-Taxを利用することで、パソコンやスマートフォンから確定申告ができます。詳細はe-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

② e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎057001-5901

税理士による所得税の還付 申告・確定申告無料相談

日時 2月1日(月)~15日(月) (土・日曜日、祝日、 2月2日(火)は休み)、午前9時30分~正午、午後 1時~4時

場所 各税理士事務所

対象 所得税が還付されるかたのうち、年金を受けているかた、給与所得者で医療費控除を受けるかた、年の途中で退職・就職したかた(住宅借入金等特別控除を受けるかた、給与や年金以外の所得があるかたを除く)

※有料の場合もあります。事前にご確認ください。 **②** 関東信越税理士会春日部支部事務局☎738-7470

市・県民税申告相談会(12 ページ参照)で相談する

事業所得、農業所得、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」を、医療費控除を受けるかたは「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」をあらかじめ作成してお持ちください。次の申告の相談は、お受けできませんので、春日部税務署で申告してください。

- ●事業所得・農業所得・不動産所得で収支内訳書を作成していない申告
- ●令和元年分以前の確定申告
- ●青色申告 ●源泉徴収票のない還付申告
- ●分離課税(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る 譲渡損失の損益通算、退職所得など)の申告
- ●住宅借入金等特別控除(証明書がない場合)の申告
- ●住宅耐震改修特別控除の申告
- ●外国税額控除の申告 ●雑損控除の申告

B

市・県民税の申告が必要です

市民税・県民税の申告書の提出は、できる限り郵送または専用ポストをご利用ください。ご希望があれば、申告書を送付しますのでご連絡ください。

専用ポスト設置場所 ①蓮田市役所税務課窓口 ②平野連絡所 ③蓮田駅西口連絡所

専用ポスト設置期間 ①及び②令和3年2月16日火~3月15日月30つ 3年2月16日火~2月26日金 なお、確定申告をするかたは、市・県民税の申告は必要ありません。



†・県民税の申告は必要ありません

所得税、市・県民税の申告

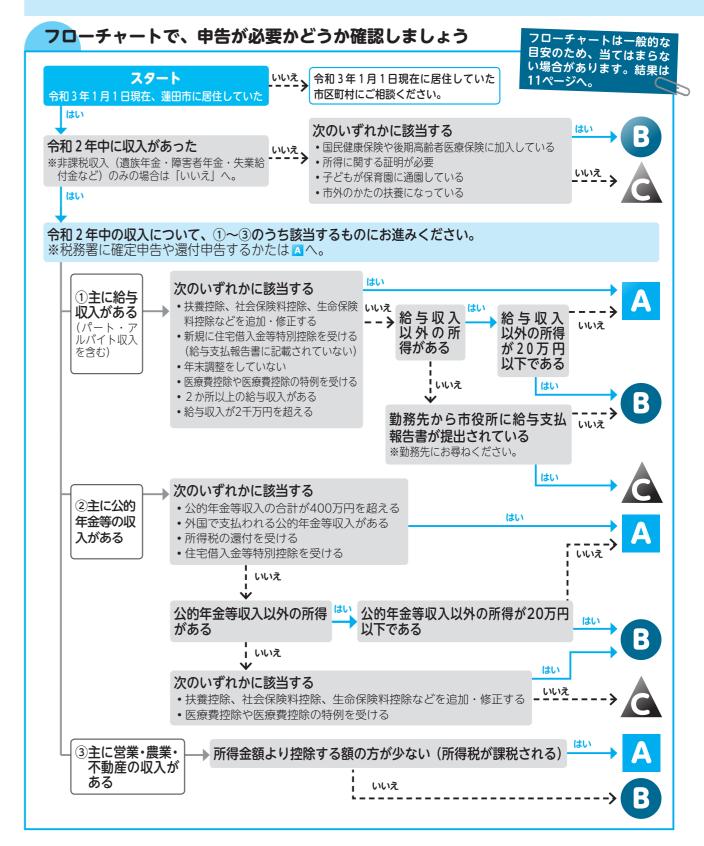
「所得税の申告・還付申告

春日部税務署 ☎733-2111

(〒344-8686、春日部市大沼 2-12-1)

市・県民税の申告

税務課市民税担当 ☎768-3111 內線 126



医療費控除(医療費控除の特例)を適用されるかたへ

医療費控除を適用されるかたは、①、②のいずれかの書類の提出が必要です。

- ①医療費控除の明細書、保険組合が発行した医療費通知等
- ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の明細書及び一定の取組みを明らかにする書類 (健康診断・検査等の結果通知、予防接種の領収書等)

①の書類について(補足)

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりま した。なお、保険組合が発行した医療費通知を添付すると、医療費控除の明細書の記入を省略でき ます。領収書は提出不要となりますが、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、 5年間保管する必要があります。

②の書類について(補足)

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行ったかたが、特定一般用医薬品等購入費 (医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支払った 場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 の適用を受けることができます。

一定の取組みの例

- 健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- ●予防接種(定期接種、インフルエンザの予防接種)
- ●勤務先で実施する定期健康診断
- ●特定健康診査 (メタボ検診)、特定保健指導
- ●市町村が健康増進事業として実施するがん検診

2 春日部税務署☎733-2111

長寿支援課介護保険担当☎768

傩定申告に係る介護保険関係の控除証明

市・県民税の申告相談会について



申告相談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場の密を避けるため、事前予 約制となります。予約については、蓮田市ホームページ「令和3年度市民税・県民税申告相談 会の予約」(https://www.city.hasuda.saitama.jp/ze/kurashi/zeikin/shimin/documents/ reiwa3shinkokusoudan.html) からお願いします。

インターネット予約が難しい場合、電話受付しますのでお問合せください。

? 税務課市民税担当 内線 126

申告相談の予約はこちら



(事前予約が必要です。)

期間	場所
令和3年2月16日(火)~26日(金) 午前9時~午後4時(土・日曜日、祝日は休み)	市役所 3 階 303会議室
令和3年3月1日(月)~15日(月) 午前9時~午後4時(土・日曜日、祝日は休み)	市役所西棟2階第3会議室

- ※ 2 月26日金、 3 月15日(月)は午前のみ。
- ※市役所1階の税務課窓口では受付できません。
- ※確定申告の相談内容は所得税のみで、贈与税等の他の相談は行っていません。
- ※今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、日程等を変更する場合があります。

必要なもの

必要なもの	補足
市・県民税申告書、添付書類台紙	市・県民税申告書(1月下旬発送予定)が市税務課から送られてきたかたは、 その申告書をお持ちください。
申告者の個人番号確認書類	個人番号カード(裏面)・通知カード・個人番号記載の住民票のいずれかの原本または写し
申請者の本人確認書類	個人番号カード (表面)・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・ 障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が 確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者の個人番号・生年月日・住所が確認できるもの ※写しの提出は不要です。
令和2年中の所得の分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、勤務先で交付等の手続きをしてください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、 障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
印鑑	認印 (ゴム印以外のもの)
確定申告のお知らせはがき	税務署から「確定申告のお知らせはがき」が届いているかたのみ必要です
利用者識別番号	所得税の申告をされるかたは利用者識別番号※がわかるものが必要です。
口座がわかるもの	所得税の還付申告のかたは、振込み□座がわかるものをお持ちください。

※利用者識別番号をお持ちでないかたは、事前に取得してください。利用者識別番号は 国税庁ホームページから申請と発行ができます。

利用者識別番号の申請・発行はこちら

はすだ 2021.1 2021.1 はすだ 13